

兵庫県公報

平成21年1月5日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課、薬務課）……………	1
規 則	
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課、薬務課）……………	2

公布された法令のあらまし

●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

結核に係る治療、経過観察等を要する者、フィブリノゲン製剤若しくは血液凝固因子製剤の投与を受けたことによって肝炎ウイルスに感染したおそれがある者その他の生命及び健康に重大な影響を与える疾病について治療、経過観察その他の措置を講ずる必要がある者で所在不明のものに対して、当該措置に係る必要な情報の提供を迅速に行い、又は県内のがん登録患者数の正確なデータを把握しがん医療の研究に資するため、これらの所在不明者又はがん登録患者の本人確認情報（住民票に記載されている氏名、住所等の事項で知事が磁気ディスクに記録し、保存しているものをいう。）を利用することができるよう所要の整備を行うこととした。

●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

知事が本人確認情報（住民票に記載されている氏名、住所等の事項で知事が磁気ディスクに記録し、保存しているものをいう。）を利用することができる事務に、次に掲げる事務を追加することとした。

- 1 がん患者の登録に関する事務のうち登録されたがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 2 結核、肝炎その他の生命及び健康に重大な影響を与える疾病について治療、経過観察その他の措置を必要とする者で所在不明のものに対する当該措置に係る必要な情報の提供に関する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 結核登録票に記載された結核患者又は結核回復者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - (2) フィブリノゲン製剤又は血液凝固因子製剤の投与を受けたことによって肝炎ウイルスに感染したおそれのある者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

条 例

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

- 24 がん患者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 25 結核、肝炎その他の生命及び健康に重大な影響を与える疾病について治療、経過観察その他の措置を必要とする者で所在不明のものに対する当該措置に係る必要な情報の提供に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第1号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

24 条例別表第2の24の規則で定める事務	登録されたがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
25 条例別表第2の25の規則で定める事務	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の12第1項に規定する結核登録票に記録された結核患者又は結核回復者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (2) フィブリノゲン製剤又は血液凝固因子製剤の投与を受けたことによって肝炎ウイルスに感染したおそれのある者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

附 則

この規則は、公布の日から施行する。